

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日、
当日は、
の翌日)

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 生活保護法による医療機関の指定
保険医療機関の指定
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理が
あつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関と
なる旨の申出の受理
- 国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされ
るもの
- 計量器の定期検査の実施
- 土地改良区の定款の変更の認可 (二件)
- 土地改良事業計画の変更の認可 (二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 都市計画の決定に係る案の縦覧
- 開発行為に関する工事の宗了 (三件)
- 都市計画事業の認可 (二件)

規 則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十七号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を
次のように改正する。

別表第一第二号(2)中「狩猟免許税」を「狩猟者登録税」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- ◇ 地 委 告 示 地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閱歴等
- ◇ 公 告 危険物取扱者試験の実施
砂利採取業務主任者試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鎌沢産婦人科医院	米子市熊堂一四二番地の七	昭和五十四年四月十七日

鳥取県告示第四百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
船 田 医 院	米子市尾高一一九九	昭和五十四年四月十六日
岩佐産婦人科医院	米子市東福原五七八	昭和五十四年四月十七日
伊 藤 医 院	東伯郡北条町大字江北八一	昭和五十四年四月二十三日
仲 齒 科 医 院	東伯郡大栄町由良宿 一一四四	昭和五十四年四月二十一日
大 月 医 院	倉吉市井手畑一三五一六	昭和五十四年四月二十日
福 嶋 齒 科 医 院	鳥取市栄町六〇〇 加藤紙店ビル五階	昭和五十四年四月十六日

鳥取県告示第四百三十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
福嶋歯科医院	鳥取市栄町六〇〇	昭和五十四年四月十六日
大月 医院	倉吉市井手畑一三五―六	昭和五十四年四月二十日

鳥取県告示第四百三十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
福嶋歯科医院	鳥取市栄町六〇〇	全国	昭和五十四年四月十六日
大月 医院	倉吉市井手畑一三五―六	〃	昭和五十四年四月二十日

鳥取県告示第四百三十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
清水 恵子	鳥国薬第三九六号	昭和五十四年三月三十日

鳥取県告示第四百三十八号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条の規定により告示する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実施期間 実施場所

昭和五十四年六月十一日から
昭和五十五年三月三十一日まで
当該計量器の所在の場所

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期間 実施時間 実施区域 実施場所

昭和五十四年六月十一日	午前十時から 午後三時まで	米子市	米子市彦名公民館
"	"	"	米子市崎津公民館
"	"	"	米子市大篠津公民館
"	"	"	米子市和田公民館
"	"	"	米子市富益公民館
"	"	"	米子市夜見公民館
"	"	"	米子市尚徳公民館
"	"	"	米子市巖公民館

鳥取県告示第四百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、関金土地改良区の定款の変更を昭和五十四年五月一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、勝田川土地改良区の定款の変更を昭和五十四年五月二日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百四十一号

関金土地改良区から申請のあつた土地改良（関金地区土地改良施設維持管理）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十四年五月一日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百四十二号

勝田川土地改良区から申請のあつた土地改良（勝田川地区は場整備）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和五十四年五月二日認可したので、同条第九項の規定により告示する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百四十三号

昭和五十四年三月十九日付けで三朝町から申請のあつた土地改良(穴鴨第一地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十四年五月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第十八条第一項の規定に基づき、三朝都市計画を決定しようとするので、同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

三朝都市計画緑地 第一号三徳川緑地

二 都市計画の決定に係る土地の区域

東伯郡三朝町大字三朝字上古川、字下古川、字村通、字半畑、字下河原、字保木脇、大字山田字福呂、字中道、字中島、字渡り上り、字土手下、字築瀬並びに大字横手字河戸、字道ノ下及び字橋本

三 都市計画の案の縦覧場所

東伯郡三朝町大字大瀬九九九番地の二 三朝町役場

四 縦覧期間

昭和五十四年五月八日から昭和五十四年五月二十二日まで

鳥取県告示第四百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年十月二日 鳥取県指令受都計第百一十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市東今在家字中瀬、字下中瀬及び字段子瀬

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡八東町大字北山四八番地

小林電器株式会社

代表取締役 小林群之助

鳥取県告示第四百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年十一月六日 鳥取県指令受都計第三百五十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市今町二丁目三八二番地

有限会社山根産業

代表取締役 山根由穂

鳥取県告示第四百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十三年十二月二十六日 鳥取県指令受都計第四百六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市上味野字高原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市上味野二六〇番地 増井道子

鳥取県告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業第二・二・四十六号 美萩野鳥打場公園

三 事業施行期間

昭和五十四年五月八日から昭和五十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市美萩野三丁目地内

使用の部分

なし

鳥取県告示第四百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づ

き、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第二・二・四十七号美萩野西山公園

三 事業施行期間

昭和五十四年五月八日から昭和五十五年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

鳥取市美萩野二丁目地内

使用の部分

なし

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第一号

労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条

第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、関

歴等を次のとおり告示する。

昭和五十四年五月八日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三子夫

氏名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経 験 及 び 閲 歴	委 嘱 年 月 日
下田三子夫	明四、四、五	鳥取市西町四丁目一五	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員(会長)	自宅 (057)31267	広島地方裁判所三次支部検事	昭三、二、七
椋 貞男	明四、五、三	鳥取市寿町二五五	鳥取県地方労働委員会委員(会長代理)	自宅 (057)31438	鳥取県出納長 日本赤十字社鳥取県支部事務局長	昭元、一、五
宇田 輝正	明四、二、六	米子市博労町四丁目一六四	鳥取県労働相談員	労働事務所 (057)31733 自宅 (057)31790	米子市立成美小学校校長	昭四、四、三
国谷 次夫	大二、〇、三	西伯郡名和町東坪二二一六	鳥取女子短期大学教授 鳥取県地方労働委員会委員	短大 (057)61611 自宅 (057)2107	大阪家庭裁判所首席調査官	昭五、七、四
松本萬寿夫	大五、一、三	境港市渡町一二七〇	社会福祉法人鳥取県厚生事業団鳥取県 立境港通勤寮寮長 鳥取県地方労働委員会委員	通勤寮 (057)41422 自宅 (057)51053	鳥取県立米子工業高等学校校長	昭五、三、元
岩田 俊夫	大六、三、六	鳥取市江崎町九五	日本赤十字社鳥取県支部事務局長	事務所 (057)36167 自宅 (057)31267	鳥取県地方労働委員会事務局長	昭五、三、三
田中 蓬篤	大二、一、七	鳥取市葛蒲四五五	鳥取大学教育学部長	大学 (057)61033 自宅 (057)31333	鳥取大学教授	昭四、四、三
垣田堅二郎	大四、二、六	倉吉市東岩倉町二二七七	垣田病院院長	病院 (057)21304 自宅 (057)61033		昭元、二、六
勝部 可盛	昭八、三、四	米子市上福原一四五九の六	弁護士 鳥取県地方労働委員会委員	事務所 (057)31184 自宅 (057)31404		昭四、四、三
直野 喜光	昭六、一、三	米子市加茂町二丁目二二	弁護士	自宅 (057)31734		昭元、四、七

川勝 敏和	後藤 慶次	佐々木 敬	神波 尚典	中森 義人	北尾 才智	石田 登	遠藤 崇	谷口 富雄
昭二、八、七	昭九、三、四	昭三、二、六	昭三、三、六	大五、八、二	大五、三、三	大四、四、一	大三、七、七	大三、三、七
鳥取市南吉方一の六八	米子市旗ヶ崎一区六五五	倉吉市余戸谷町二九九一	東伯郡東郷町長和田 五九八の三	米子市浦津二五三	西伯郡西伯町原四九〇	米子市皆生一六八四の二	米子市西三柳四五六五の四	鳥取市浜坂一六一〇
鳥取三洋電機労働組合中央執行委員長	全日通労働組合中国地区本部鳥取県 支部執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	倉吉市職員労働組合特別執行委員 倉吉市議会議員	私鉄中国地方労働組合日ノ丸自動車 支部執行委員長 鳥取県地方労働委員会委員	国鉄労働組合米子地方本部執行委員長	鳥取県労働組合総評議会議長 鳥取県地方労働委員会委員	鳥取県労働組合総評議会西部地区評 議会副議長	鳥取県労働組合総評議会事務局長 鳥取県地方労働委員会委員	国鉄労働組合米子地方本部鳥取支部 執行委員長
組合 〇(五七)三三—三三〇 自宅 〇(五七)三三—三三〇	組合 〇(五七)三三—三三六 自宅 〇(五九)三三—三六六	自宅 〇(五七)二一—二〇六	組合 〇(五七)三三—三三九 自宅 〇(五九)二一—三三〇	組合 〇(五七)三三—三三九 自宅 〇(五九)二一—二〇六	県総評 〇(五七)三三—三三九 自宅 〇(五九)二一—二〇六	病院 〇(五九)三三—二二〇 自宅 〇(五九)三三—三三〇	県総評 〇(五七)三三—三三九 自宅 〇(五九)三三—三三六	組合 〇(五七)三三—三三〇 自宅 〇(五七)三三—三三六
昭五、三、八	昭五、三、二	昭四、三、七	昭四、三、二	昭四、一〇、三	昭四、二、六	昭四、三、七	昭四、三、六	昭四、三、三

尾上 賢二	昭三、九、五	倉吉市大正町二丁目九	興和紡績労働組合倉吉支部支部長	組合 昭三(二)二二六〇 昭三(三)二八四九	興和紡績労働組合倉吉支部書記長	昭四、四、二六
石井 信儀	昭四、六、三	鳥取市大覚寺七七の四八	全日本労働総同盟鳥取地方同盟書記長 鳥取県地方労働委員会委員	地方同盟 昭三(三)六一四八 昭三(三)六一四九	全日本労働総同盟鳥取地方同盟執行委員	昭三、四、二六
岡村吉太郎	大三、三、元	鳥取市中町一九	株式会社鳥取大丸代表取締役 株式会社大丸参事 鳥取県地方労働委員会委員	会社 昭三(七)六一二二 昭三(七)六一四三	株式会社大丸神戸店次長	昭四、三、二七
由谷 武之	大六、七、三	倉吉市余戸谷町 二九九一の一	ヒシクラ商事株式会社取締役社長 鳥取県経営者協会副会長 鳥取県地方労働委員会委員	会社 昭三(七)二一五〇八 昭三(七)二一五〇九 昭三(七)二一五一一	ヒシクラ醤油株式会社取締役	昭三、三、二六
鈴木 敬直	大八、二、六	鳥取市立川町一丁目 三四の一	鳥取商工会議所専務理事	会議所 昭三(三)二六六六 昭三(三)二六六七	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	昭四、七、二八
松篠 重允	大八、五、三〇	境港市大正町四四	米子木工株式会社取締役社長 山陰家具工業株式会社取締役社長 日本海住宅産業株式会社取締役社長	会社 昭三(九)三〇三三 昭三(九)三〇三四 昭三(九)三〇三六	米子木工株式会社専務取締役	昭四、三、二七
鈴木 実	大九、八、二	鳥取市亥好町一〇四	鳥取県経営者協会専務理事 鳥取県地方労働委員会委員	協会 昭三(三)一八四四 昭三(三)一八四三	日本海新聞取締役論説委員長 鳥取県経営者協会事務局長	昭三、三、二六
田中 和夫	大二、九、二〇	八頭郡用瀬町安蔵三四三	鳥取信用金庫理事長	金庫 昭三(三)三二四二 昭三(三)三二四三	鳥取信用金庫常務理事	昭三、四、二六
藤井 敏郎	大二、一〇、六	米子市皆生二〇九三	株式会社山陰放送常務取締役 鳥取県地方労働委員会委員	会社 昭三(九)三三一一 昭三(九)三三一二 昭三(九)三三二一 昭三(九)三三二二	株式会社山陰放送取締役	昭四、三、二六

野間 潔 大四、五、三三 米子市錦町二丁目二二六

米子信用金庫常務理事

金庫
○(五九)三三—二四四
自宅
○(五九)三三—二五六

米子信用金庫理事

昭四、三、七

小林 繁 大五、七、二四 米子市皆生一六六一の五四

米子機工株式会社取締役社長
株式会社米子鉄工所専務取締役
鳥取県地方労働委員会委員

会社
○(五九)三九—〇三三
自宅
○(五九)三三—二四四

株式会社米子鉄工所取締役

昭四、一、四

藤田 忠義 昭三、三、三六 倉吉市福庭五四四の一

神鋼機器工業株式会社総務部長

会社
○(五九)六一—三三二
自宅
○(五九)六一—〇九一

神鋼機器工業株式会社総務部次長

昭四、六、七

杉川 勝規 大二、一、三〇 倉吉市上井三一五

鳥取県地方労働委員会事務局長

事務局
○(五九)三六—七五七
自宅
○(五九)六一—二四〇

鳥取県鳥取都市開発事務所次長

昭三、六、三

谷口 俊男 大三、三、二九 鳥取市桜谷六八

鳥取県地方労働委員会事務局次長

事務局
○(五九)三六—七五八
自宅
○(五九)三三—五九四

鳥取県地方労働委員会事務局審査課長

昭四、七、六

原田 芳秋 大三、九、三 鳥取市掛出町五の三

鳥取県地方労働委員会事務局調整課長

事務局
○(五九)三六—七五九
自宅
○(五九)三三—一〇九

鳥取県地方労働委員会事務局調整課長補佐

昭四、一、二

松本 英俊 大四、三、〇 八頭郡家町下坂四〇二

鳥取県地方労働委員会事務局審査課長

事務局
○(五九)三六—七六〇
自宅
○(五九)二一—一〇八

鳥取県総務部消防防災課課長補佐

昭三、六、三

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和54年5月8日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類

(1) 乙種危険物取扱者試験（第4類の危険物に係る試験に限る。以下同じ。）

(2) 丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 日時

乙種危険物取扱者試験 昭和54年6月28日 午前10時から

丙種危険物取扱者試験 昭和54年6月28日 午後1時から

(2) 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

倉吉市山根529の2 鳥取県福祉文化会館

米子市糺町1の160 鳥取県西部総合事務所

米子市富士見町一丁目103の1 鳥取県西部広域行政管理組合消防本部

3 受験資格

乙種危険物取扱者試験を受けることができる者は、6箇月以上危険物取扱いの実務経験を有する者に限る。

4 受験手続

(1) 受験願書受付期間

昭和54年5月15日から同月29日まで（郵送による場合は、5月29日までの消印のあるものは、有効とする。）

(2) 提出書類

ア 受験願書

イ 乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類

ウ 写真

1枚（受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽、かつ、無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
エ その他

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際、乙種危険物取扱者免状の写しを添付するとともに、その免状を試験当日提出すること。

5 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料

ア 乙種危険物取扱者試験 2,000円

イ 丙種危険物取扱者試験 1,600円

(2) 納付方法

(1)にて記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

6 受験願書等の提出先

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課

砂利採取法 (昭和43年法律第74号) 第15条第1項の規定により、昭和54年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

昭和54年5月8日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験科目及び試験の時間

試 験 科 目	試 験 の 時 間
ア 砂利の採取に関する法令	
イ 砂利の採取に関する技術的な事項 (基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)	午前10時から正午まで

2 試験の期日及び場所

(1) 試験の期日

昭和54年7月31日 (火)

(2) 試験の場所

鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第二庁舎第23会議室

3 受験手続

次の書類を住所地を管轄する土木出張所に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、土木出張所に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札型とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを願書に添付すること。

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けること。

5 受験願書の提出期間

昭和54年7月3日から同月12日まで

6 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。